



◆～新年のご挨拶～

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



昨年は、10年以上お世話になったビルを出て、事務所を移転。すぐ近所とはいえ、環境を変えることは大きな決断でしたが、大きな決断ほど衝動的にしてしまうもの。

おかげさまで、新しい事務所で、慌ただしい毎日を過ごさせてもらっております。

同じく、スタートしてから10年が経過したブログ「吉田浩章の司法書士日誌」は、元旦の投稿で、3501件目の記事となります。

継続はなんとやら、と言いますが、一方では、同じ仕事を何年やっても、「1からスタート」する場面はやってきます。

同じことを同じように続けることと、新しく挑戦していくことを両立させて、何事もバランスを取りながら、日々を過ごしていきたいと思えます。

事務所のみんが健康で、笑顔でいられるように。お客様の笑顔もたくさん見られるように。そんな一年にしたいです。

皆様にとってもいい年になるようお祈り申し上げます。



司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「危急時遺言」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－空き家対策
- Q&A不動産登記「不動産の所在地が遠方です」
- 4コマまんが「干支石鹸の行方」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます、事務の栗野です。

今回は、「三菱UFJフィナンシャル・グループ」の株を紹介します☆
100株保有で、年1回ピーターラビットオリジナルグッズ2点（フェイスタオル2枚かメモパッド）のうち、1点をもらえます。

フェイスタオルは、人にも自然環境にも優しい吸水性に優れたタオルです☆
ふんわり柔らかなフェイスタオルを、お正月に下ろして使うと気持ちいいです♪



平成26年12月26日の現在の株価は1単元の100株で、67,320円。配当は昨年の実績で1,800円/年、配当利回りは約2.7%です。

栗野 恵

【優待メモ】三菱UFJフィナンシャル・グループ（東証1部上場）。権利確定月は3月です（年1回）。

◆法律コラム－「危急時遺言」

昨年の1月に亡くなられた、歌手「やしきたかじん」さんが使った遺言は、『危急時遺言(ききゅうじいごん)』と呼ばれる遺言書形式でした。

危急時遺言は、『疾病その他の事由により、死亡の危急に迫った者』が、証人3人以上の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口頭で伝えること。

口頭で聞いた証人が筆記して、各証人が署名し、押印すること』によって成立する遺言です。

また、遺言の日から20日以内に、家庭裁判所の確認を得る必要があります。

遺言書の準備は、元気なうちに、公正証書遺言で作成しておくのが確実ですが、面倒だし、費用もかかるし…と、ついつい後回してしまいがち。

危急時遺言は、遺言書を作られないまま死期を迎えた時に、自分の意思を伝えるため、最終の手段として利用できる方法です。



もっとも、死期が迫っている時に作成するわけですから、後日、意思能力の有無で問題になる恐れがあります。医師の立会いを求める、法律家の関与を求める、など、手続きは慎重に進めましょう。

◆山下の「楽しいボランティア」

あけましておめでとうございます。司法書士の山下です。今年は、息子達が、旅行やスポーツに出かけ、夫婦二人静かなお正月です。子供は、いつの間にか大きくなり、壁に飾った無邪気に笑う小さな息子達の写真を見るような目で眺めている私です。

自分の子供は無理でも、小さな子供とふれあう機会は、ボランティアを通して得ることができます。昨年末、ピアノの先生をしている友人に誘われ、クリスマス会でピアノ演奏に合わせて絵本の読み聞かせをしました。

ぽかんと口をあげ、お話に聞き入る小さな男の子、ぴったりくっついてきらきら瞳で絵本を見つめる仲良し女の子。子供たちの前で季節の絵本をめくりながら、何とも言えない幸せを感じましたよ。

高齢者と子供の世界、その独特な時間を少し共有することで、経済効率優先の働く世代も健康的に過ごせるのでは、と思っています。皆様も是非！

山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

あけましておめでとうございます。

司法書士の岸野です。お正月早々、今の自宅から一駅先に引っ越し事になりました。ここまで、ほんとに色々ありましたが、ようやくこの日を迎えました。

長男は3学期から新しい小学校へ通います。1学年5クラスの学校から、1学年1クラスの学校へ。転校先にも友達がいるので、長男の不安は1クラスでどうやってドッチボール大会をするのか程度だったのですが、2学期最後の日、クラスメイトからお手紙をもらい、お別れをもらうと、やっぱりちょっと悲しそうで、今の小学校が良かった。。。とお布団の中でつぶやかれました（涙）

親としては、新しい学校に早く慣れて、楽しんで欲しいと願うしかありません。

ちなみに二男はあと3ヶ月で小学校なので、転園せず、もっぱら引越を楽しみにしています。落ち着いたら、今年も息子達とワクワク体験、頑張ります。

岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

11月の三連休には、「わかやまフリーパス」という『3日間乗り放題』の切符を使って、紀伊勝浦まで行ってきました。

一泊目は、初の「湯快リゾート」。元々は老舗旅館だった「越之湯」は、大浴場は硫黄の匂いがして、濃いそうな温泉。部屋の設備の古さに目をつぶれば、満足できる空間です。



那智の滝や熊野古道を観光して、二泊目は「ホテル浦島山上館」。

地上32階の高さにある山上館まで上るエスカレーターは、全長154m、高低差77mで、所要時間約6分。



大浴場は、大洞窟風呂も含めて6か所もあり、その規模には圧倒されます。一泊では楽しみきれない、巨大な温泉テーマパークでした。

【紀伊勝浦へのアクセス】
JR阪和線の天王寺駅から、「特急くろしお」で3時間半。海岸線を走るため、特急内から海の景色も楽しめます。

◆マメ知識—空き家対策

総務省の調査によると、空き家は全国で820万戸、空き家率は13.5%になっているとのこと。

中でも、買い手や借り手を募集せず、放置されている状態の空き家が問題になっています。

放置期間が長引くと、倒壊したり、不審者侵入や放火、不法投棄の危険性が増します。また、猫やシロアリなどが繁殖することも…。

そんな中、不動産会社さんを中心に、空き家管理サービスが生まれており、当事務所でも成年後見人となっているご本人の自宅について利用しています。

- ・巡回管理
- ・郵便受けの整理
- ・庭木確認
- ・写真付きの報告書



を毎月受けられ、現場の変化を把握できることで、所有者側にとっても、近所の方にとっても安心なサービスです。

◆Q & A 不動産登記 —不動産の所在地が遠方です

Q:不動産の登記を司法書士に頼みたいのですが、不動産の所在地が北海道です。

遠いので、北海道の法務局に行ってもらえるのは無理でしょうか。交通費や日当が高くなりそうなのも心配です。



A:金融機関の融資がからまない限り、郵送での申請。もしくは、オンライン申請+添付書類は郵送、という方法を利用しています。

したがって、北海道の法務局まで出向く必要はなく、交通費や日当は必要ありません。

ポイント

お客様は大阪や堺におられても、不動産が遠方である場合の取り扱いについては、よくご質問を受けます。

平成17年の改正までは、登記を申請する時は、法務局の窓口まで登記申請書を持参する必要がありましたが、平成17年の改正以降は、郵送での申請も認められるようになりました。

したがって、不動産の管轄が沖縄の法務局でも、北海道の法務局でも、事務所に居ながら登記申請ができ、手続きの手間は同じです。

しかし、金融機関の融資がからむ登記については、登記の順位を確保する必要があることから、「当日」に法務局に持ち込むことを求められません。郵送での申請は、事実上使えません。

また、金融機関によっては、「オンライン申請は不可」の扱いをしていたり、司法書士の立場から、オンラインの申請では、万が一の訂正に対応できない場合がある、ことから、金融機関の融資がからむ場合は、窓口を持参することを基本としています。

不動産の登記は、不動産の場所に関係なく、ご相談下さい。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「加賀屋のこころ」(細井勝著)

和倉温泉の「加賀屋」は、旅行会社の投票で「34年連続日本一」の評価を受けている温泉旅館。



平成19年に大きな被害を受けた、能登半島地震の話から始まり、「お客と社員」「社員と経営陣」の間における、さまざまなエピソードを取り上げ、そんな中で、加賀屋の組織力、強みを伝えられています。

「一流の接客係と、そうでない人の違い」
「旅館をダメにする経営者像」
「サービスの定義」など

暖かさの中にも、厳しさがあって、一流旅館は何を考えているのか?の一端を知ることができます。

「社員」「経営者」と、「サービス業」「接客業」という角度からも書かれているので、いろいろな立場の方が仕事に生かせる本です。



吉田浩章

◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
 - ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
 - ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
 - ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
 - ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間:平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)

【編集後記】この Newsletter を仕上げているのは、年末のお仕事がやっと落ち着いた12月28日。毎度毎度私の原稿が一番最後になり、「先生、まだですか!？」と言ってくれる声も聞こえない状態で、ひとり作業をしています。今年も、当事務所と「あゆみ通信」をよろしくお願いいたします。(吉田)

※この Newsletter は、今までお仕事をさせていただいたお客様や、セミナーでお会いした方にお送りしています。今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール(yoshida-houmu@nifty.com)かお電話にてお知らせ下さい。

